

# 下八間堀の改修事業が始まりました

## ～補助金返還について～

### ○下八間堀とは？

吉川市、松伏町に跨る排水路で流域の排水は一級河川中川に排水されています。昭和19年～26年に整備された排水路で旭土地改良区が管理を行っています。

### ○改修事業とは？

流域の地盤沈下や開発により湛水被害が顕著になっていました。このため、排水路の護岸や橋の改修を行い通水能力の向上を図る事業（湛水防除事業）です。

- ▷ 事業主体 埼玉県
- ▷ 事業期間 令和3年度～令和8年度（予定）

### ◎補助金返還について

下八間堀地区の受益地は、右図の範囲の田畑です。

（赤色に着色された部分）

受益地を農業外の目的に転用すると補助金返還となる場合があります。

（詳細は裏面）

### ○対象となる区域

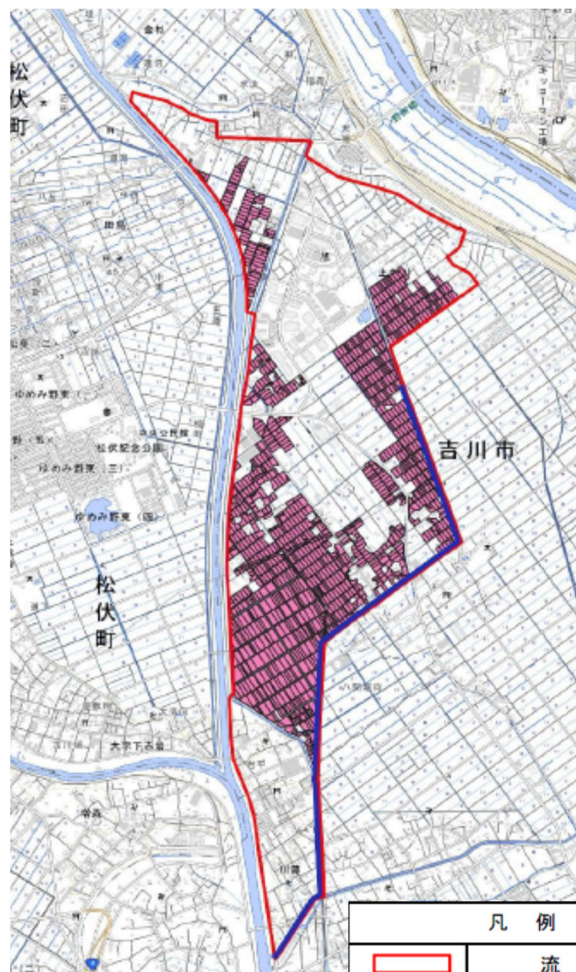
（所有地が対象区域かご不明な場合、地番で確認できますので、お問合せください）

（問合せ先）

吉川市農政課

松伏町環境経済課

春日部農林振興センター農村整備部



凡 例	
	流 域
	下八間堀(改修区間)
	受益(防災)

## ○補助金返還とは？

受益地が農業外の目的に転用される場合には、補助金交付の目的を達成できないことになるため、転用が許可される場合は補助金を返還しなければなりません。

※ 補助金の返還をすれば転用が許可されるということではありません。

## ○補助金返還の対象外

ただし、受益地の10分の1以上又は10畝を越えない場合など条件によっては補助金返還の対象外になる場合があります。

受益地で農地転用を検討する際にはご相談ください。